

国家公務員退職手当法の一部改正について

背景

国家公務員制度改革における指摘

(年功を過度に重視した制度の是正や在職期間長期化への対応)

給与構造の改革

(昇給カーブのフラット化や俸給表水準の引下げ)

民間企業における退職金制度見直し

(ポイント制導入など年功重視型から貢献度重視型へ)

国家公務員退職手当
制度懇談会報告書
(H12.6)

民間企業の退職金制度見直しの加速 (H12年度～)

概要

在職期間中の貢献度をよりの的確に反映できる制度へ構造見直し。

(昭和28年度の制度創設以来の抜本的改革)

支給率カーブのフラット化

(中期勤続退職者の支給率を引き上げ)

勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案する部分の新設

(5年分の職責ポイントを加算)

在職期間長期化に対応するための算定方式の特例

(ピーク時までとピーク時後退職時までの期間に分けて計算)

効果

複線化する人事に十分に対応できる退職手当制度へ。

- ① 中途採用者、任期付採用者、中長期勤続自己都合退職者の退職手当額の増↑
- ② 勤続年数に中立的な形で役職別の貢献度及び在職年数をきめ細かく勘案。
- ③ 在職期間長期化に伴い俸給月額が下がっても、退職手当額は大きくは下がらない。
- ④ なお、制度改正前の財源の範囲内で措置することとする。